











(1) 個人・世帯向け支援

区分	事業(名称)	事業(制度)概要
給付 ・ 助成	<input type="checkbox"/> 特別定額給付金 (8月21日終了)	【対象】 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者であり、給付対象者の属する世帯の世帯主が受給権者(申請者) 【給付額】 給付対象者1人あたり10万円 【申請期限】 令和2年8月21日まで
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯への臨時特別給付金	【対象】 児童手当受給者 【給付額】 対象児童1人につき1万円を支給原則、申請は不要(公務員は申請必要)
	<input type="checkbox"/> 生活資金支援給付金	【対象】 休業等により生活に困窮し、出雲市社会福祉協議会の特例緊急小口資金等の貸付を受けている世帯 【給付額】 貸付額の1/2 【給付上限】 5万円
	<input type="checkbox"/> 住居確保給付金	【対象】 休業による収入減少により、住居を失うおそれがあるものに対し、家賃相当額を支給 【支給期間】 原則3ヵ月(最長9ヵ月) 【支給先】 家主に直接支払
	<input type="checkbox"/> 住居確保困難者支援給付金(食費の援助)	【対象】 休業等離職者であって就労能力及び意欲のある者のうち、住居喪失又はそのおそれがある者に対し、既に実施している住居確保給付金とは別に食費を援助 【給付額】 3万円/月 【給付月数】 最大3ヵ月
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療広域連合傷病手当金	【対象】 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、労務に服することができず、給与等の全部又は一部の支払いを受けられなかった被保険者 【給付額】 (直近3ヵ月の給与等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象日数
	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯等臨時給付金	【対象】 ひとり親家庭等の児童扶養手当受給者 【給付額】 5万円+(1万円×対象児童数) 申請は不要
	<input type="checkbox"/> 妊産婦支援給付金	【対象】 令和2年1月1日時点で妊娠の届出を行っている妊婦及び本年中に妊娠の届出を行った妊婦 【給付額】 2万円/人
	<input type="checkbox"/> 学生支援緊急給付金	【対象】 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で当該アルバイト収入が大幅減少することにより、大学等での就学継続が困難になっている者 【給付額】 1人あたり10万円(住民税非課税世帯は20万円)
	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	【対象】 事業者の指示により休業し、休業手当の支払いを受けられなかった中小企業の従業員 【支給額】 休業前の1日あたり平均賃金の80%×休業実績(日数) 【上限額】 1人1日あたり11,000円 ※休業対象期限が9月末から12月末に延長

給付・助成	 ひとり親世帯臨時特別給付金	【対 象】 児童扶養手当受給者、年金受給により児童扶養手当が全額停止となっている者などのひとり親世帯等 【給付額】 基本給付：5万円＋第2子以降1人につき3万円 追加給付（家計急変者）：5万円追加
	 就学援助事業	【対 象】 生活保護世帯または生活保護世帯に準ずる程度に経済上困窮している世帯。今般、支援の判定を、従来の「前年度の所得」に加え「直近の収入状況等」により行い支援する。 【支援内容】 学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等の支給
	 就学援助事業（昼食費補助）	【対 象】 就学援助世帯 【支援内容】 小・中学校の臨時休業中の昼食費を補助
	 （案） 修学旅行費支援事業	【対 象】 市立小・中学校の修学旅行が中止になった児童生徒の保護者 【内 容】 市立小・中学校が感染症の影響で修学旅行を中止した場合に発生するキャンセル経費の保護者負担分を全額助成（申請は学校長が行う）
貸付	 緊急小口資金（特例貸付）	【対 象】 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活資金が必要な者 【貸付額】 20万円以内 【償還期間】 2年以内 無利子
	 総合支援資金（特例貸付）	【対 象】 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し、日常生活に維持が困難な者 【貸付額】 単身世帯：月15万円以内 2人以上世帯：月20万円以内 【貸付期間】 原則3ヵ月 【償還期間】 10年以内 無利子
	 出雲市奨学金	【対 象】 新型コロナウイルスの影響により世帯の収入が減少し、高校や大学等の修学が困難となった学生 【貸付月額】 大学生等4万円、高校生等1万5千円 【申請受付期間】 令和3年3月31日まで
税制措置	 市税等の徴収猶予 ※国税・県税にも同様の猶予制度あり	【対 象】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等を一時に納付することができない場合で、一定の要件を満たす者 【内 容】 国税の取扱いに準じて、申請により1年以内の期間に限り、納税の猶予を行う。 ※市税等…市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料
	 イベント中止に伴う払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用	【対 象】 入場料の払戻請求権を放棄した者 【要 件】 所得税において寄附金控除の対象となるものを個人市民税においても対象とする
	 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	【対 象】 自家用の軽自動車（3輪以上のもの）を期限内に取得した場合の軽自動車税（環境性能割） 【軽減割合】 税率の1%分 【期 限】 令和3年3月31日まで

税制措置	<p>市 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応</p>	<p>【対象】 新築住宅や中古住宅を取得したが、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた者</p> <p>【控除額】 所得税において住宅ローン控除の適用要件の緩和措置が講じられた場合、所得税で控除しきれない額</p>
支払猶予・減免	<p>市 国民健康保険料の減免</p>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯（者） ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が一定以上減少することが見込まれる世帯（者） <p>【減免となる保険料】 令和元年度及び令和2年度の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの (減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定)</p>
	<p>後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療保険料の減免</p>	
	<p>市 介護保険料の減免</p>	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が一定以上減少することが見込まれる第1号被保険者 <p>【減免となる保険料】 令和元年度及び令和2年度の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの (減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定)</p>
	<p>市 水道料金・下水道使用料の支払猶予</p>	<p>【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入や売上が減少している場合など、一時的に水道料金、下水道使用料の支払いが困難な個人及び事業者</p> <p>【猶予期間】 通常納入期限から1年以内</p>
	<p>市 市営住宅家賃の減免</p>	<p>【対象】 市営住宅入居者で急激に収入が減少した方</p> <p>【減免額】 現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額</p> <p>【減免期間】 3か月（最長で令和3年3月分まで更新可能）</p>
	<p>市 「出雲市奨学金」「高野令一育英奨学金」の返還猶予</p>	<p>【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した奨学生</p> <p>【支援内容】 個別に通知を行い、償還期間延長など相談に応じ対応する。</p>
その他	<p>市 市営住宅の提供</p>	<p>【対象】 解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方</p> <p>【提供戸数】 30戸</p> <p>【入居期間】 3か月（最長1年まで更新可能）</p> <p>【家賃】 6,700円～12,300円</p> <p>【その他】 駐車場代、光熱水費、共済費、自治会費が必要</p>

その他	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援法施行事業	【内 容】 相談支援事業所の相談員等が、新型コロナウイルス感染症に対し不安を感じている在宅障がい者等を訪問し、安否確認等を実施する。 【支援対象】 障がい福祉サービスを利用していない在宅障がい者等
	<input type="checkbox"/> 意思疎通支援事業	【内 容】 感染症発生により、聴覚障がい者の病院受診時など、手話通訳者等の同行が困難な状況が生じているため、意思疎通支援体制の強化を図る。 【支援内容】 タブレット等の遠隔手話サービス機器導入など

(2) 事業者向け支援

区分	事業 (名称)	事業 (制度) 概要
休業補償	<input type="checkbox"/> 雇用調整助成金 (特例拡充)	【対 象】 従業員に休業手当を支払うなどして雇用を維持した事業者 【助成率】 中小企業：休業手当の4/5 (解雇なしの場合10/10) 【上限額】 1人1日あたり15,000円 ※特例期限が9月末から12月末に延長
	<input type="checkbox"/> 小学校休業等対応助成金	【対 象】 子どもがいる従業員に小学校等の臨時休校で特別の有給休暇を取得させた事業者 【助成率】 10/10 【上限額】 1人1日あたり15,000円 ※別途、委託を受け個人で仕事をする人には、日額7,500円(定額)が給付される支援制度(小学校休業等対応支援金)あり。 ※休業対象期限が9月末から12月末に延長
助成・補助	<input type="checkbox"/> 持続化給付金	【対 象】 令和2年3月以前から創業し、事業継続の意思がある事業者で次の要件のいずれかを満たす者 【要 件】 令和2年1月～12月の売上が前年同月比で50%以上減 【給付額】 法人200万円まで、個人事業者100万円まで 【申請方法】 原則、電子申請
	<input type="checkbox"/> 家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的として、テナント事業者に対し、給付金を支給する。 【対 象】 テナント事業者の中小企業等で令和2年5月～12月の売上が次の要件のいずれかを満たす者 【要 件】 ①いずれかの1か月の売上が前年同月比で50%以上減 ②連続する3か月の売上が前年同月比で30%以上減 【給付額】 法人600万円(最大)、個人事業者300万円(最大) 【申請方法】 原則、電子申請
	<input type="checkbox"/> 高収益作物次期作支援交付金	【対 象】 次期作に前向きに取り組む野菜・花き等の生産者 市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、生産コストの削減や作業環境の改善等、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する 【交付額】 基本額単価 5万円/10a 施設栽培の花き 80万円/10a 施設栽培のブドウ 25万円/10a

助成・補助	<p>国 経営継続補助金</p>	<p>【対 象】農林漁業者（個人・法人）※常時従業員数が20人以下 感染拡大防止対策と併せて実施される販路の回復、生産・販売方式の確立・転換等の経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援する</p> <p>【補助率・補助上限額】</p> <p>① 経営継続に関する取組 3/4・上限100万円 ② 感染拡大防止の取組 定額・上限50万円</p>
	<p>県 経営継続・次期作緊急支援事業 (県単独制度)</p>	<p>【対 象】新型コロナウイルスへの影響に対応し、契約取引の継続や需要のある生産等への転換を進めようとする生産者 現契約の維持や需要のある生産への転換を進めるなど、需要回復に向けた取組が円滑に進むよう支援する。</p> <p>【対象品目】 酒米、野菜、花き、果樹、茶などの高収益作物、肉用牛</p> <p>【補助額・補助上限額】</p> <p>① 契約取引生産支援 2万円/10a、上限100万円 ② 生産転換取組支援 2万円/10a、上限100万円 肉用牛（肥育、繁殖）1万円/頭、上限50万円 ③ 肉用牛の販路拡大取組支援 1.8万円/頭、上限120頭/戸</p>
	<p>国 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (肥育生産支援)</p>	<p>【対 象】肥育生産者 経営体質の強化に資する取組メニュー（飼料分析、血液分析、肉質分析、畜舎環境改善、経営分析）に取り組んだ場合、出荷頭数に応じて奨励金を交付する</p> <p>【交付額】2つ以上取り組む場合 2万円/頭 枝肉価格が前年同月比30%下落し、3つ以上取り組む場合 4万円/頭 枝肉価格が前年同月比40%下落し、3つ以上取り組む場合 5万円/頭</p>
	<p>国 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (計画出荷支援)</p>	<p>【対 象】肥育生産者 生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費を交付する</p> <p>【交付額】肉専用種 2.2万円/頭、交雑種 1.9万円/頭 乳用種 2.1万円/頭</p>
	<p>国 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業</p>	<p>【対 象】肉用子牛生産者 生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、計画出荷に伴う掛かり増し経費（飼料費等）を支援</p> <p>【補助額】肉専用種・交雑種 1頭あたり550円/日以内 乳用種 1頭あたり500円/日以内</p>
	<p>市 出雲市中小企業等緊急支援給付金</p>	<p>感染症収束後も事業を継続しようとする中小企業を支援する。</p> <p>【給付対象者】令和2年3月以前から創業し、事業継続の意思がある 市内事業者で次の要件のいずれかを満たす者</p> <p>【要件】①令和2年1月～12月の売上が前年同月比で50%以上減少した月がある ②令和2年1月～12月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した月が2か月以上ある（9/28拡大）</p> <p>【支援額】法人20万円、個人事業者10万円</p>

助成 ・ 補助	<p>市 地域商業等再起支援事業</p>	<p>飲食業や宿泊業等に対し、売上確保のための感染症予防対策や新事業展開に係る経費の一部を補助する。 【補助対象者】市内中小企業者（個人事業者を含む） 【補助率】4/5以内 【補助額】下限8万円 上限80万円 【受付期間（第3次募集）】10月8日～11月30日 予算に達したところで受付終了。</p>
	<p>市 出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金</p>	<p>売上減少対策や事業継続支援に取り組む団体に対し、活動費の一部を補助する。 【補助対象者】商工会議所、商工会等 【補助率】4/5以内 【事業費上限】1事業あたり125万円</p>
	<p>市 農林水産物販売活動支援補助金</p>	<p>【対象】JAしまね等 売額減少等の影響を受けている農林水産物に係る販売促進活動費の一部を補助する 【補助率】4/5（事業費上限）1事業あたり125万円</p>
	<p>市 出雲市中小企業信用保証料補助金</p>	<p>市中小企業信用保証料補助金の対象に「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を追加。 【補助額】融資実行日から24か月分の全額（上限30万円）</p>
	<p>市 タクシー事業者等特別支援給付金事業</p>	<p>【対象】道路運送法第4条に基づく許可を受けており、市内に本社及び事業所を有する交通事業者 【給付額】11人以上の保有車両1台につき10万円 11人未満の保有車両1台につき5万円 ※1事業者上限200万円 ※対象車両：令和2年7月1日時点の登録車両 ※行政が支援している路線において使用する車両は除く</p>
	<p>市（案） 出雲生活バスサービス事業</p>	<p>(1)感染症拡大の影響により、収入が大幅に減少している地域路線バス事業者に対する運行支援を行う。 【対象】一畑バス株式会社及び廃止路線代替バス運行事業者 【交付総額】60,000千円 (2)感染防止や利便性向上のために導入する交通系ICカードの設備費用に対し支援を行う。 【対象】一畑バス株式会社 【補助率】国1/3、県1/3、市1/3（出雲市、松江市、雲南市） 【市補助額】17,150千円</p>
	<p>市（案） 一畑電車活性化事業</p>	<p>感染症拡大の影響により、収入が大幅に減少している一畑電車株式会社に対し、一畑電車沿線地域対策協議会を通じ事業存続を支援する。 【負担割合】県1/2、出雲市1/2×0.65、松江市1/2×0.35 【市負担額】53,400千円</p>
	<p>市（案） 出雲空港整備利用促進事業</p>	<p>感染症拡大の影響で大幅に落ち込んでいる航空機利用者の需要を喚起するため、21世紀出雲空港整備利用促進協議会を通じ支援を行う。 【対象】JAL、FDA 【対象経費】航空会社が行う旅行商品の造成や広告宣伝費 【市負担額】3,350千円</p>
<p>市 宿泊施設特別支援給付金事業</p>	<p>【対象】令和2年1月～6月の宿泊者数が前年同月比50%以上減少した月が2か月以上ある宿泊施設 【給付額】前年宿泊実績に応じ30万円～200万円</p>	

助成 ・ 補助	<p>市 出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業</p>	<p>市民向けのプレミアム付食事券を発行して消費を喚起することで、感染症拡大の影響を大きく受けている市内飲食店の売上回復を支援する。</p> <p>【食事券の内容】 5,000円分の食事券を3,000円で販売 【発行数】 100,000組（1組：500円券10枚つづり） 【使用期間】 令和2年8月7日～12月31日</p>
	<p>市 観光業応援クーポン券発行事業</p>	<p>市内宿泊者に対し、飲食店や土産物店等で利用できるクーポン券を配付し、地元での消費喚起を促す。</p> <p>【クーポン券】 宿泊者1人につきクーポン券3,000円を配付（1,000円券3枚つづりが1組） 【発行数】 50,000組 *50,000人に達した時点で終了 【対象者】 市内宿泊施設を利用した宿泊者 【使用期間】 令和2年8月1日～12月31日 【利用対象店舗】 市内飲食店、土産物店、タクシー業等の観光事業者</p>
	<p>県 しまねプレミアム飲食券・宿泊券</p>	<p>県民向けのプレミアム付飲食券・宿泊券を発行し、感染症拡大の影響を大きく受けている飲食店及び宿泊施設を支援する。</p> <p>【飲食券】 6,000円分の飲食券（1,000円分6枚つづり）を4,000円で販売 *既に販売は終了 【宿泊券】 5,000円分の宿泊券を3,000円で販売 《購入上限》 1世帯（1住所）20枚（100,000円分）まで 【使用期間】 令和2年7月10日～11月30日</p>
	<p>国 文化芸術活動の継続支援事業</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体に、活動継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援</p> <p>【対象者】 文化芸術活動を行う個人または団体（プロのフリーランスの実演家、事業者、団体等）</p> <p>【対象取組】 ①国内外の観客、参加者等の回復・開拓 活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施 雇用契約の明文化等の経営ガバナンスの近代化 ②①と併せて行う業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組</p> <p>【補助】 上記①の経費2/3又は3/4+②の経費（定額） 《上限額》 ・標準的な取組みを行うフリーランス 20万円 ・より積極的な取組みを行うフリーランス 150万円 ・小規模団体 150万円(※) ※複数のフリーランスと活動する場合 1,500万円(10者)</p>
	<p>国 スポーツ活動の継続支援事業</p>	<p>新型コロナウイルスの影響を受けたスポーツ関係団体や個人事業主による、感染症対策を伴う活動の再開・継続に向けた取組を支援</p> <p>【対象者】 スポーツに関する物・サービスを提供する事業を行っている団体又は個人事業主 団体（常勤の従業員数20名以下の団体に限る） 個人事業主（いわゆるフリーランスを含む）</p> <p>【対象となる事業】 (1)のみ、又は(1)(2)両方 (1)以下のいずれかに該当する取組（複数可） ①スポーツ実施者、観客等の回復・開拓のための取組 ②スポーツ大会又は教室の運営等の事業活動の継続・回復のため</p>

		<p>の取組</p> <p>③雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化のための取組 (2)(1)の取組と併せて行う新型コロナウイルス感染症拡大予防のための取組</p> <p>【補助】 (1)原則経費の2/3(上限100万円) ※一定の条件を満たせば3/4 (2)定額(1事業者当たり上限50万円)</p>
減免	<p>市</p> <p>温泉使用料の減免 (8月31日終了)</p>	<p>【対象者】 市長の許可を受け温泉の供給を受けている温泉受給者 (11施設)</p> <p>【対象期間】 令和2年4月～6月</p> <p>【減免額】 対象期間の各月の売上が、前年同月と比較して、 ①50%以上減少した場合 全額免除 ②30%以上50%未満減少した場合 1/2減免</p>
税制措置	<p>市</p> <p>固定資産税及び都市計画税の軽減措置</p>	<p>【対象】 令和2年2月～10月の間の連続する3か月の売上高が前年同月比30%以上減少している中小事業者等</p> <p>【軽減措置】 令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p>
	<p>市</p> <p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長</p>	<p>【対象】 生産性を高めるための一定の先端設備を新規取得する中小事業者等</p> <p>【特例措置】 対象資産に先端設備とともに導入された一定の事業用家屋と構築物を加え、固定資産税の課税標準をゼロとし適用期限を2年延長する。</p>
融資	<p>国</p> <p>新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫、商工中金等)</p>	<p>【利子・担保】 一定の条件で融資後3年間実質無利子、無担保</p> <p>【限度額】 中小事業6億円、国民事業8,000万円</p> <p>【融資期間】 設備20年以内、運転15年以内</p> <p>【措置期間】 最長5年間</p>
	<p>国</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応資金 (国制度)</p>	<p>【対象】 セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者等に運転資金等を融資</p> <p>【限度額】 4,000万円 【融資期間】 10年以内</p> <p>【利子・担保】 一定の条件で融資後3年間実質無利子、無担保</p>
	<p>県</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応資金 (県単独制度)</p>	<p>【対象】 「新型コロナウイルス感染症対応資金」(国制度)を満額利用し、一定の要件を満たす中小企業者に融資</p> <p>【限度額】 8,000万円 【融資期間】 12年以内</p> <p>【利子】 一定の条件で融資後3年間実質無利子</p> <p>【担保】 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による</p>
	<p>県</p> <p>農業者向け「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」</p>	<p>【対象】 新型コロナウイルス感染症により、経営の維持安定が困難となった農業者</p> <p>【資金の用途】 運転資金</p> <p>【貸付限度額】 年間販売額の減少額又は減少見込額 (ただし、1,200万円を限度とする。)</p> <p>【返済期間】 10年以内(うち据置3年以内)</p> <p>【融資利率】 年0.1%(ただし、JAしまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。)</p> <p>【信用保証】 不要</p>

融資	<p>【県】 漁業者向け「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」</p>	<p>【対 象】 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者 【資金の使途】 運転資金 【貸付限度額】 年間水揚金額の減少額又は減少見込額（ただし、1,200万円までを限度とする。） 【返済期間】 10年以内（うち据置3年以内） 【融資利率】 年0.1% 【信用保証】 不要</p>
その他	<p>【市】 事業者向け相談窓口設置事業</p>	<p>各種支援制度等の事業者向け相談窓口を市商工振興課内に設置し、事業者の事業継続を支援する。 【受付時間】 月～金（祝・閉庁日を除く）9:00～12:00、13:00～16:00</p>
	<p>【市】 飲食店感染症予防支援事業</p>	<p>飲食店の感染症予防と経済活動の両立に向け、感染拡大予防ガイドライン等の普及啓発や具体的な取組の指導等を行う。 【事業内容】 ・感染予防対策セミナーの開催 ・専門家派遣による個別指導 ・感染予防対策取組店と飲食店利用促進に向けたPR支援</p>
	<p>【県】 介護・障がい福祉サービス事業所等の感染症対策</p>	<p>介護・障がい福祉サービス事業所等へのマスク配布 【6月配布済】 介護サービス事業所：82,000枚 障がい福祉サービス事業所：108,000枚 【7月31日配布済】 介護サービス事業所：126,000枚 障がい福祉サービス事業所：208,100枚</p>
	<p>【国 県】 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分・障がい福祉サービス等分）</p>	<p>【支援内容】 1. 施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成。 2. サービス再開に向けた支援事業 ①在宅サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った事業所への助成。 ②3密を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用を助成。 3. 施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 施設・事業所に勤務する職員に対し、慰労金を給付する。患者または濃厚接触者にサービスを提供した職員には20万円、それ以外の職員は5万円。</p>

その他	国 県 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）	【主な支援事業】 1. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等対策事業 院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対する支援。 ・病院 200万円+5万円×病床数 ・有床診療所 200万円 ・無床診療所 100万円 ・薬局・訪問看護ステーション・助産所 70万円 2. 医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対する慰労金の支給事業 医療機関等に勤務する職員に対し、慰労金を支給する。 ・患者受入病院等に勤務する職員：20万円/人 （協力病院等で受入がなかった場合は、10万円/人） ・その他の医療機関に勤務する職員：5万円/人
	県 しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業	自主的に感染予防対策に取り組んでいる施設を県のホームページで紹介にするとともに、事業者に対し、取組宣誓書を交付し、店舗に掲示することで、県民が安心して施設を利用できるよう支援する。 【対象施設】 島根県内で営業する以下の施設 客席飲食施設、接待飲食施設、宿泊施設、理容所、美容所 【参加要件】 1. 継続的に新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んでいること 2. 各事業者向けの自主点検票に従い、全ての項目に対して、感染拡大予防対策に取り組んでいること
	市 各種指定管理施設管理運営費	感染症拡大を受けて、市が要請した休業・休館及びキャンセル料の免除に伴う減収部分に係る指定管理料を補填する。 【対象施設数】 35施設

(3) その他

区分	事業（名称）	事業（制度）概要
教育	市 ICT教育環境整備事業（GIGAスクール構想の加速）	【対象】 市立小・中学校の児童生徒 【支援内容】 児童生徒の学びを保障するため、タブレットPCを1人につき1台整備するなど、ICT教育環境整備を加速する。
	市 小・中学校管理事業	【支援内容：5月】 感染症対策のための消耗品費を各校へ配当する。 【支援内容：6月】 感染症防止対策のため、教室床清掃用モップを市立小中学校の各学級に配置し、清掃方法の転換を図る。 【支援内容：7月】 感染症対策のための備品費を各校へ配当する。
	市 校舎リフレッシュ事業	感染症対策として小・中学校の特別教室（音楽室・理科室・パソコン教室）にエアコンを整備する。

教育	市 学校図書館活用事業	感染症拡大に伴う小・中学校臨時休業等の際の家庭での読書及び学習の補完を図るため、各学校図書館に図書を追加購入する。
	市 会計年度任用職員等任用費	感染症の拡大により一斉臨時休業となった期間の授業時数の確保のため、長期休業の短縮が行われることに伴い、スクール・サポート・スタッフの追加勤務を措置する。
子育て	国 県 各種児童福祉施設管理運営費	保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、子育て支援センター等において、感染拡大を防止するために必要な保健衛生用品の購入（購入補助等を含む）を行う。
	県（案） 保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	緊急事態宣言中等において、子どもの預かりに従事した保育所、放課後児童クラブ、幼稚園、放課後子ども教室等の職員に対して応援協力金を支給する。 【対象者】緊急事態宣言中等（令和2年3月2日～5月25日）に、5日以上勤務実績があり、4月1日以降も在籍している者 【支給額】1人につき5万円
観光	国 G o T o トラベル事業	国内観光需要喚起策として、宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援する。 【支援内容】支援額のうち、 ① 7割は旅行代金の割引（7月22日～） ② 3割は旅行先で使える地域共通クーポン（10月1日～） 【支援額上限】1人一泊あたり2万円（日帰り旅行は1万円） 連泊・利用回数の制限はなし
	市 G o T o 出雲キャンペーン事業	国の観光需要喚起策「G o T o トラベル事業」に合わせ、宿泊予約サイト等を利用した観光誘客プロモーションの展開する。 【実施内容】宿泊予約サイトと連携した情報発信
	市（案） 冬の出雲誘客キャンペーン事業	冬季の閑散期における観光需要喚起策として、冬の出雲への誘客キャンペーンを展開する。 【実施内容】①宿泊割引券の発行 ②「冬の出雲」グルメキャンペーンの実施 ③誘客促進プロモーションの実施
情報	市 デジタルファースト推進事業	「市民サービス」「まちづくり」「産業・観光」においてデジタル技術を最大限に活用し、持続可能な都市づくりを推進するため推進計画を策定する。併せて民間事業者向けのセミナーを開催する。
防災	市 避難所感染予防対策事業	避難所における感染所予防対策資材を購入する

	<p>☑ 寄附者設定テーマ事業「新型コロナウイルス感染症対応事業」</p>	<p>「しまね社会貢献基金」を活用し、寄附者が設定した3つのテーマに基づいた事業に対し助成を行う。 【応募資格】しまね社会貢献基金の登録団体および予定団体 【募集テーマ】 ・子ども・子育てのための新型コロナウイルス感染症対応事業 ・健康づくりや福祉の充実 ・新型コロナウイルス感染症対応事業フリーテーマ 【1次募集】令和2年6月29日～令和2年7月27日まで 【2次募集】令和2年9月11日まで</p>
<p>市民活動</p>	<p>☑ 持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、社会貢献活動の継続に支障が生じているNPO法人等への支援を行う。 【対象事業】 (1) 社会的弱者を支える活動の充実支援 子どものケアや生活困窮者を支える活動に必要な経費の助成 (2) NPOの事業継続支援 事業を継続するために必要な新型コロナウイルス感染症防止対策に係る経費を助成 【助成内容】 (1) の事業については、補助対象経費の10/10以内 補助上限額は一団体あたり500千円 (2) の事業については、補助対象経費の2/3以内 補助上限額は一団体あたり1,000千円 【1次募集】令和2年6月30日～令和2年7月27日まで 【2次募集】令和2年8月7日～令和2年9月11日まで</p>
<p>広報啓発</p>	<p>☐ (案) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業</p>	<p>感染拡大防止対策として、感染症予防に関する広報や各種支援事業の紹介、人権差別に関する啓発など、各種媒体を活用しての情報発信や、施設利用者等の感染が確認された場合に、自発的に施設名を公表するなどした事業者等に対する協力金の支給を行う。 (感染症拡大防止協力金：1事業所あたり50万円)</p>